

令和5年10月24日

### ビッグモーターに対する自動車整備事業の行政処分について

7月28日に一斉監査を実施した九州運輸局管内のビッグモーター9事業場に対して、下記のとおり道路運送車両法の違反が確認されたため、指定の取消等の行政処分を行いました。

#### 記

#### 1. 処分日、取消年月日、処分開始日

- (1) 処分日 令和5年10月24日(火)
- (2) 取消年月日、処分開始日 令和5年10月25日(水)

#### 2. 事業者の名称、事業場の名称及び所在地

##### 【株式会社ビッグモーター(本社:東京都多摩市)】

- ① 株式会社ビッグモーター春日営業所 (福岡県春日市)
- ② 株式会社ビッグモーター八幡営業所 (福岡県北九州市)
- ③ 株式会社ビッグモーター西福岡店 (福岡県福岡市)
- ④ ビッグモーター小倉西港店 (福岡県北九州市)
- ⑤ ビッグモーター古賀店 (福岡県古賀市)
- ⑥ ビッグモーター多良見店 (長崎県諫早市)
- ⑦ ビッグモーター鹿児島島店 (鹿児島県鹿児島市)

##### 【株式会社ビーエムホールディングス(本社:東京都多摩市)】

- ⑧ ビッグモーター筑後店 (福岡県筑後市)
- ⑨ ビッグモーター宇土店 (熊本県宇土市)

#### 3. 行政処分の種類(詳細は別紙をご覧ください。)

- (1) 自動車特定整備事業(※1)の事業の停止
- (2) 指定自動車整備事業(※2)の指定の取消、又は保安基準適合証等の交付停止等
- (3) 自動車検査員(※3)の解任命令

#### 4. 違反条項、違反内容、違反の概要

添付資料:事業場別詳細をご覧ください。

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局自動車技術安全部整備課 担当:姉川、福田

電話:092-472-2537



(株式会社ビッグモーター)

事業場の名称	処分内容
① 株式会社ビッグモーター 春日営業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車特定整備事業の事業停止 25日</li> <li>指定自動車整備事業の指定の取消</li> <li>自動車検査員の解任命令 1名</li> </ul>
② 株式会社ビッグモーター 八幡営業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車特定整備事業の事業停止 30日</li> <li>保安基準適合証、保安基準適合標章及び 限定保安基準適合証の交付停止 40日</li> </ul>
③ 株式会社ビッグモーター 西福岡店	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車特定整備事業の事業停止 25日</li> <li>保安基準適合証、保安基準適合標章及び 限定保安基準適合証の交付停止 70日</li> <li>自動車検査員の解任命令 1名</li> </ul>
④ ビッグモーター 小倉西港店	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車特定整備事業の事業停止 20日</li> <li>保安基準適合証、保安基準適合標章及び 限定保安基準適合証の交付停止 180日</li> <li>自動車検査員の解任命令 1名</li> </ul>
⑤ ビッグモーター古賀店	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車特定整備事業の事業停止 20日</li> <li>指定自動車整備事業の指定の取消</li> <li>自動車検査員の解任命令 2名</li> </ul>
⑥ ビッグモーター多良見店	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車特定整備事業の事業停止 20日</li> <li>保安基準適合証、保安基準適合標章及び 限定保安基準適合証の交付停止 40日</li> </ul>
⑦ ビッグモーター鹿児島店	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車特定整備事業の事業停止 20日</li> <li>保安基準適合証、保安基準適合標章及び 限定保安基準適合証の交付停止 30日</li> </ul>

(株式会社ビーエムホールディングス)

事業場の名称	処分内容
⑧ ビッグモーター筑後店	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車特定整備事業の事業停止 30日</li> <li>保安基準適合証、保安基準適合標章及び 限定保安基準適合証の交付停止 20日</li> </ul>
⑨ ビッグモーター宇土店	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車特定整備事業の事業停止 20日 (参考：指定自動車整備事業 文書警告)</li> </ul>

### 【用語説明】

※1「自動車特定整備事業」とは、自動車の原動機等を取外して行う整備などの分解整備や自動ブレーキ等に用いられるセンシング装置（カメラ、レーダー等）の調整などの電子制御装置整備を行う事業であり、当該事業を經營しようとする者は地方運輸局長の認証を受けなければならない。

※2「指定自動車整備事業」（いわゆる「民間車検場」）とは、自動車特定整備事業者からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業である。当該事業者が交付する「保安基準適合証」を提出することにより、国への現車提示を行わずに車検手続きが行える。

※3「自動車検査員」とは、指定自動車整備事業者で車検手続きを行う自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任する。

【参考】道路運送車両法（抜粋）（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）

（保安基準適合証等）

第九十四条の五 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第六十三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

2～3は省略

4 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

以上

事業者名：株式会社ビッグモーター

事業場の名称 所在地 認証番号 指定番号

違反条項

処分内容

1. 株式会社ビッグモーター 春日営業所（福岡県春日市） 1-4379 福-1279

## 【自動車特定整備事業】

- ・ 認証を受けた作業場以外（板金作業場）で特定整備を実施  
道路運送車両法第78条第1項
- ・ 特定整備記録簿への記載なし、交付なし、保存なし  
道路運送車両法第91条第1項、第2項、第3項
- ・ 特定整備記録簿の一部記載漏れ  
道路運送車両法第91条第1項
- ・ 設備が認証基準の要件を満たしていない（作業機械工具類）  
道路運送車両法第91条の2  
(道路運送車両法施行規則第57条第1項第4号)
- ・ 板金作業等における料金の過剰請求  
道路運送車両法第91条の3  
(道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第3号)
- ・ 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備  
道路運送車両法第91条の3  
(道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号)

## 【自動車特定整備事業】

- ・ 自動車特定整備事業の  
事業停止命令  
停止期間  
令和5年10月25日～  
令和5年11月18日  
25日間

## 【指定自動車整備事業】

- ・ 法令の規定を遵守する体制でない  
道路運送車両法第94条の3第1項
- ・ 検査作業と整備作業が分業化されていない  
道路運送車両法第94条の3第1項
- ・ 故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した  
(4WD等の速度計検査90台)  
道路運送車両法第94条の5第1項
- ・ 指定整備記録簿の一部記載漏れ  
道路運送車両法第94条の6第1項
- ・ 指定整備記録簿の虚偽記載  
道路運送車両法第94条の6第1項
- ・ 検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した  
道路運送車両法第94条の5第4項

## 【指定自動車整備事業】

- ・ 指定自動車整備事業の  
指定の取消  
取り消し日  
令和5年10月25日
- ・ 自動車検査員の  
解任命令  
解任命令日  
令和5年10月25日

事業者名：株式会社ビッグモーター

事業場の名称 所在地 認証番号 指定番号

違反条項

処分内容

2. 株式会社ビッグモーター 八幡営業所（福岡県北九州市） 1-4417 福-1371

## 【自動車特定整備事業】

- ・ 特定整備記録簿への記載なし、交付なし、保存なし  
道路運送車両法第91条第1項、第2項、第3項
- ・ 特定整備記録簿の一部記載漏れ  
道路運送車両法第91条第1項
- ・ 特定整備記録簿の虚偽記載  
道路運送車両法第91条第1項
- ・ 概算見積書の未交付  
道路運送車両法第91条の3  
(道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第2号)
- ・ 板金作業等における料金の過剰請求  
道路運送車両法第91条の3  
(道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第3号)
- ・ 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備  
道路運送車両法第91条の3  
(道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号)

## 【自動車特定整備事業】

- ・ 自動車特定整備事業の  
事業停止命令  
停止期間  
令和5年10月25日～  
令和5年11月23日  
30日間

## 【指定自動車整備事業】

- ・ 法令の規定を遵守する体制でない  
道路運送車両法第94条の3第1項
- ・ 指定整備記録簿の一部記載漏れ  
道路運送車両法第94条の6第1項
- ・ 指定整備記録簿の虚偽記載  
道路運送車両法第94条の6第1項

## 【指定自動車整備事業】

- ・ 保安基準適合証、保安  
基準適合標章及び限定保  
安基準適合証の交付停止  
命令  
停止期間  
令和5年10月25日～  
令和5年12月3日  
40日間

事業者名：株式会社ビッグモーター

事業場の名称 所在地 認証番号 指定番号

違反条項

処分内容

3. 株式会社ビッグモーター 西福岡店（福岡県福岡市） 1-4526 福-1518

## 【自動車特定整備事業】

- ・ 認証を受けた作業場以外（届出作業場以外の場所）で特定整備を実施  
道路運送車両法第78条第1項
- ・ 特定整備記録簿への記載なし、交付なし、保存なし  
道路運送車両法第91条第1項、第2項、第3項
- ・ 特定整備記録簿の一部記載漏れ  
道路運送車両法第91条第1項
- ・ 設備が認証基準の要件を満たしていない  
道路運送車両法第91条の2  
(道路運送車両法施行規則第57条第1項第4号)
- ・ 板金作業等における料金の過剰請求  
道路運送車両法第91条の3  
(道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第3号)
- ・ 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備  
道路運送車両法第91条の3  
(道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号)

## 【自動車特定整備事業】

- ・ 自動車特定整備事業の  
事業停止命令  
停止期間  
令和5年10月25日～  
令和5年11月18日  
25日間

## 【指定自動車整備事業】

- ・ 法令の規定を遵守する体制でない  
道路運送車両法第94条の3第1項
- ・ 故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した  
(速度計検査の誤判定2台)  
道路運送車両法第94条の5第1項
- ・ 指定整備記録簿の一部記載漏れ  
道路運送車両法第94条の6第1項
- ・ 検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した  
道路運送車両法第94条の5第4項

## 【指定自動車整備事業】

- ・ 保安基準適合証、保安  
基準適合標章及び限定保  
安基準適合証の交付停止  
命令  
停止期間  
令和5年10月25日～  
令和6年1月2日  
70日間
- ・ 自動車検査員の  
解任命令  
解任命令日  
令和5年10月25日

事業者名：株式会社ビッグモーター

事業場の名称 所在地 認証番号 指定番号

違反条項

処分内容

4. ビッグモーター 小倉西港店（福岡県北九州市） 1-5177 福-1848

## 【自動車特定整備事業】

- ・ 特定整備記録簿への記載なし、交付なし、保存なし  
道路運送車両法第91条第1項、第2項、第3項
- ・ 特定整備記録簿の一部記載漏れ  
道路運送車両法第91条第1項
- ・ 設備が認証基準の要件を満たしていない  
道路運送車両法第91条の2  
(道路運送車両法施行規則第57条第1項第4号)
- ・ 板金作業等における料金の過剰請求  
道路運送車両法第91条の3  
(道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第3号)
- ・ 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備  
道路運送車両法第91条の3  
(道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号)

## 【自動車特定整備事業】

- ・ 自動車特定整備事業の  
事業停止命令  
停止期間  
令和5年10月25日～  
令和5年11月13日  
20日間

## 【指定自動車整備事業】

- ・ 法令の規定を遵守する体制でない  
道路運送車両法第94条の3第1項
- ・ 故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した  
(4WD等の速度計検査14台)  
道路運送車両法第94条の5第1項
- ・ 指定整備記録簿の一部記載漏れ  
道路運送車両法第94条の6第1項
- ・ 指定整備記録簿の虚偽記載  
道路運送車両法第94条の6第1項
- ・ 検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した  
道路運送車両法第94条の5第4項

## 【指定自動車整備事業】

- ・ 保安基準適合証、保安  
基準適合標章及び限定保  
安基準適合証の交付停止  
命令  
停止期間  
令和5年10月25日～  
令和6年4月21日  
180日間
- ・ 自動車検査員の  
解任命令  
解任命令日  
令和5年10月25日

事業者名：株式会社ビッグモーター

事業場の名称 所在地 認証番号 指定番号

違反条項

処分内容

5. ビッグモーター古賀店（福岡県古賀市） 1-5421 福-1972

## 【自動車特定整備事業】

- ・ 認証を受けた作業場以外（板金作業場）で特定整備を実施  
道路運送車両法第78条第1項
- ・ 特定整備記録簿への記載なし、交付なし、保存なし  
道路運送車両法第91条第1項、第2項、第3項
- ・ 特定整備記録簿の一部記載漏れ  
道路運送車両法第91条第1項
- ・ 板金作業等における料金の過剰請求  
道路運送車両法第91条の3  
(道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第3号)
- ・ 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備  
道路運送車両法第91条の3  
(道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号)

## 【自動車特定整備事業】

- ・ 自動車特定整備事業の  
事業停止命令  
停止期間  
令和5年10月25日～  
令和5年11月13日  
20日間

## 【指定自動車整備事業】

- ・ 法令の規定を遵守する体制でない  
道路運送車両法第94条の3第1項
- ・ 故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した  
(4WD等の速度計検査35台)  
道路運送車両法第94条の5第1項
- ・ 故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した  
(速度計検査の誤判定1台)  
道路運送車両法第94条の5第1項
- ・ 指定整備記録簿の一部記載漏れ  
道路運送車両法第94条の6第1項
- ・ 指定整備記録簿の虚偽記載  
道路運送車両法第94条の6第1項
- ・ 検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した  
道路運送車両法第94条の5第4項
- ・ 検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した  
道路運送車両法第94条の5第4項

## 【指定自動車整備事業】

- ・ 指定自動車整備事業の  
指定の取消  
取り消し日  
令和5年10月25日
- ・ 自動車検査員の  
解任命令  
解任命令日  
令和5年10月25日



事業者名：株式会社ビッグモーター

事業場の名称 所在地 認証番号 指定番号

違反条項

処分内容

6. ビッグモーター 多良見店（長崎県諫早市） 3-1640 長-650

## 【自動車特定整備事業】

- ・ 特定整備記録簿への記載なし、交付なし、保存なし  
道路運送車両法第91条第1項、第2項、第3項
- ・ 特定整備記録簿の一部記載漏れ  
道路運送車両法第91条第1項
- ・ 概算見積書の未交付  
道路運送車両法第91条の3  
(道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第2号)
- ・ 板金作業等における料金の過剰請求  
道路運送車両法第91条の3  
(道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第3号)
- ・ 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備  
道路運送車両法第91条の3  
(道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号)
- ・ 整備主任者研修の未受講  
道路運送車両法第91条の3  
(道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第8号)

## 【自動車特定整備事業】

- ・ 自動車特定整備事業の  
事業停止命令  
停止期間  
令和5年10月25日～  
令和5年11月13日  
20日間

## 【指定自動車整備事業】

- ・ 法令の規定を遵守する体制でない  
道路運送車両法第94条の3第1項
- ・ 故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した  
(ヘッドライト検査の誤判定1台)  
道路運送車両法第94条の5第1項
- ・ 指定整備記録簿の一部記載漏れ  
道路運送車両法第94条の6第1項

## 【指定自動車整備事業】

- ・ 保安基準適合証、保安  
基準適合標章及び限定保  
安基準適合証の交付停止  
命令  
停止期間  
令和5年10月25日～  
令和5年12月3日  
40日間

事業者名：株式会社ビッグモーター	
事業場の名称 所在地 認証番号 指定番号	
違反条項	処分内容
7. ビッグモーター鹿児島店（鹿児島県鹿児島市） 7-2772 鹿-977	
<p><b>【自動車特定整備事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証を受けた作業場以外（板金作業場）で特定整備を実施 道路運送車両法第78条第1項</li> <li>・ 特定整備記録簿への記載なし、交付なし、保存なし 道路運送車両法第91条第1項、第2項、第3項</li> <li>・ 特定整備記録簿の一部記載漏れ 道路運送車両法第91条第1項</li> <li>・ 板金作業等における料金の過剰請求 道路運送車両法第91条の3 (道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第3号)</li> <li>・ 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備 道路運送車両法第91条の3 (道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号)</li> </ul>	<p><b>【自動車特定整備事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車特定整備事業の 事業停止命令 停止期間 令和5年10月25日～ 令和5年11月13日 20日間</li> </ul>
<p><b>【指定自動車整備事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令の規定を遵守する体制でない 道路運送車両法第94条の3第1項</li> <li>・ 指定整備記録簿の一部記載誤り 道路運送車両法第94条の6第1項</li> <li>・ 指定整備記録簿を2年間保存していない 道路運送車両法第94条の6第2項</li> </ul>	<p><b>【指定自動車整備事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安基準適合証、保安 基準適合標章及び限定保 安基準適合証の交付停止 命令 停止期間 令和5年10月25日～ 令和5年11月23日 30日間</li> </ul>

事業者名：株式会社ビーエムホールディングス

事業場の名称 所在地 認証番号 指定番号

違反条項

処分内容・処分量定

8. ビッグモーター筑後店（福岡県筑後市） 1-5316 福-1918

## 【自動車特定整備事業】

- ・ 特定整備記録簿への記載なし、交付なし、保存なし  
道路運送車両法第91条第1項、第2項、第3項
- ・ 特定整備記録簿の一部記載漏れ  
道路運送車両法第91条第1項
- ・ 板金作業等における料金の過剰請求  
道路運送車両法第91条の3  
(道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第3号)
- ・ 不正改造を実施（回転部分の突出1台）  
道路運送車両法第91条の3  
(道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第4号)
- ・ 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備  
道路運送車両法第91条の3  
(道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号)

## 【自動車特定整備事業】

- ・ 自動車特定整備事業の  
事業停止命令  
停止期間  
令和5年10月25日～  
令和5年11月23日  
30日間

## 【指定自動車整備事業】

- ・ 法令の規定を遵守する体制でない  
道路運送車両法第94条の3第1項
- ・ 指定整備記録簿の一部記載誤り  
道路運送車両法第94条の6第1項
- ・ 適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠償保険未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した（1台）  
道路運送車両法第94条の8第1項第5号

## 【指定自動車整備事業】

- ・ 保安基準適合証、保安  
基準適合標章及び限定保  
安基準適合証の交付停止  
命令  
停止期間  
令和5年10月25日～  
令和5年11月13日  
20日間

事業者名：株式会社ビーエムホールディングス	
事業場の名称 所在地 認証番号 指定番号	
違反条項	処分内容・処分量定
9. ビッグモーター宇土店（熊本県宇土市） 4-2459 熊-878	
<p><b>【自動車特定整備事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証を受けた作業場以外（板金作業場）で特定整備を実施 道路運送車両法第78条第1項</li> <li>・ 特定整備記録簿の一部記載漏れ 道路運送車両法第91条第1項</li> <li>・ 特定整備記録簿を2年間保存していなかった 道路運送車両法第91条第3項</li> <li>・ 板金作業等における料金の過剰請求 道路運送車両法第91条の3 (道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第3号)</li> <li>・ 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備 道路運送車両法第91条の3 (道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号)</li> </ul>	<p><b>【自動車特定整備事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車特定整備事業の 事業停止命令 停止期間 令和5年10月25日～ 令和5年11月13日 20日間</li> </ul>

※指定自動車整備事業については、行政処分とならない運輸局長による文書警告を実施